

子育て世代・働くひとの視点で北本を変える！
安心をすべての人に届けたい

きたもと
well-being 通信



北本市議会議員
 さくらい すぐる
桜井 卓



公式ホームページ

<http://sakuraisuguru.jp/>



第16号

新ごみ処理施設の整備は鴻巣市と広域処理へ 中学生のみなさんへ、厳しすぎる校則を見直そう！

新ごみ処理施設の整備は鴻巣市と 一般質問で方針を表明

令和元年12月に鴻巣市・行田市との広域による整備が白紙解消となった新ごみ処理施設の整備について、三宮市長は令和2年12月10日の市議会で「今後の枠組みについて早急に判断する必要がある。市として**鴻巣市と連携して進めていくと決定した**」と表明しました。突然の決定に大変驚いています。

埼玉中部環境センターの延命化は？ 市民や議会の声も聴かずに方針を決定

市民説明会で配布された資料

今後について

これまでご説明しましたとおり、3市によるごみ処理施設の基本合意書の白紙撤回を受け、本市ではごみ処理施設の整備について、庁内検討委員会を設置して検討を進めてきました。

庁内検討委員会の検討結果にもあるように、まずは現施設である「埼玉中部環境センター」の「延命化」を図っていくことが最優先であると考えております。

その上で、今後の方向性については、市民の声、市議会の声をお聞きしつつ、これまでのように近隣市町と連携を図りながら、あらゆる可能性について調査・研究を行っていく予定です。

三宮市長は令和2年8月23日の新ごみ処理施設整備の白紙解消に関する市民説明会で、まずは現有施設である埼玉中部環境センターの延命化を図ることが最優先、その上で今後の方向性は市民・市議会の声を聴き、近隣市町と連携して、あらゆる可能性を調査・研究すると約束しました。

ところが、現有施設の延命化は何も決まっておらず、市民や市議会の声も聴かず、白紙解消となった原因の総括も不十分なままに、鴻巣市と広域で進めることを決定しました。理解に苦しみます。

広域処理は単独よりも経済的なのか？

三宮市長は広域処理のメリットとして、施設整備費や維持管理費が安くなることを挙げています。しかしこれは一般論でしかありません。鴻巣行田北本環境資源組合が令和元年11月に示した事

業費は600億円（20年間の運営費を含む）を超えており、この高額な事業費こそが白紙解消の原因となりました。本当にこの額が必要だとすると、広域処理の方が安くなると言い難いと思います（私のホームページで詳しく解説しています）。

鴻巣市との広域処理に向けた懸案 桶川市や吉見町との連携も検討すべき

鴻巣市は、郷地・安養寺地区を建設候補地と考えていますが、この候補地は地盤が低く水害対策として大規模な盛土が必要なうえ、地元からは余熱利用施設整備（温浴施設・子ども用のプールなど）の強い要望が寄せられています。これらは整備費を引き上げる要因となっています。

私の一般質問に対し三宮市長は「郷地・安養寺地区は候補地の一つだが、**鴻巣市を含めた新たな枠組み**における検討の中で、適地でないとなれば、見直しが必要になる」、「新たな枠組みでの焼却施設の規模により再度検討する必要がある」と答弁しました。

この新たな枠組みについて市長は「吉見町や桶川市など近隣自治体との新しい枠組みを模索する」と答弁しています。鴻巣、北本の2市では財政負担が大きいので、より大きな枠組みを目指すのは当然ですが、合意形成はより難しくなります。

同じ失敗を繰り返さないために

同じ失敗を繰り返さないためにも、なぜ鴻巣・行田・北本での枠組みが失敗に終わったのか、詳細に検証する必要があります。資源組合が示した600億円を超える事業費は本当に妥当だったのか、資源組合と市との情報共有・信頼関係は十分だったか、議会への関与の在り方は適切だったかなど、検証すべきことはたくさんあります。

12月定例会の最終日、議会は『新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議』を全会一致で可決しました。市民の皆様からのご意見もお待ちしています。

決議の内容はこちら➡



なんでこんなに細かいの？厳しすぎない？ 校則はもっとシンプルで良い！

からではないでしょうか。誰かに決められたルールをただ守るのではなく、自分たちでどんなルールが必要かを考えて、話し合っ、決めた事を守ることが、民主主義を学ぶ上でも重要です。

校則は生徒会でも見直せる 積極的に見直しを提案しよう！

実際に北本市の中学では、生徒会を中心にして校則を見直すことができます。日本も批准している「子どもの権利条約」には子どもの意見表明権が定められています。文部科学省の『生徒指導提要』でも、校則は絶えず積極的に見直さなければならぬとされています。

佐賀県弁護士会は今年10月に中学校校則の見直しに関する提言を出しました。規制目的が真に必要なかつ重要な、規制目的と規制内容との間に実質的合理的関連性があるかという観点から見直すべきとしています。また、校則に子どもの権利を明言すること、策定・変更手続きに生徒・保護者が関与できる仕組みとすることも提案しています。生徒・保護者のみなさんも、ぜひ一度ご覧ください(私のホームページに掲載しています)。

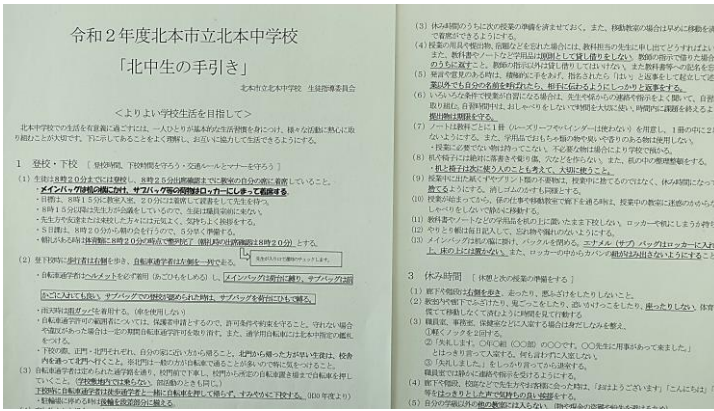
今後も教育委員会に対して抜本的な校則の見直しを求めていきますが、生徒や保護者のみなさんも「この校則おかしい!いらない!」ということがあれば、学校や生徒会に見直しを求めましょう。私も協力しますので、気軽にお声がけください。

『子どもの権利条約』制定に向けて 荒牧重人先生を招き研修を開催

前号でもお伝えしましたが、市議会では『子どもの権利条約(仮称)』を制定するために、勉強会を立ち上げて、子どもの権利の重要性について学んでいます。

11月20日には議員研修会として山梨学院大学の荒牧重人教授を招き、子どもの権利について学びました。荒牧教授からは、市として条例を制定する意義は大きい、県内最初の条例制定を目指しましょうと力強い後押しをいただきました。

来年度中に議員提案で条例を制定できるよう準備を進めていきます。



これは全5頁にわたる「北中生の手引き」の一部です。えっ!ここまで細かく決める必要あるの?この決まりは何のためにあるの?という決まりがたくさんあります。理由や目的も定かでない決まりをもとに厳しすぎる生徒指導が行われていることも問題です。体罰に至らない懲戒によって自殺に追い込まれた指導死が全国で発生しています。

一方、世田谷区立桜丘中学校には、生徒心得として①礼儀を大切にする、②出合いを大切にする、③自分を大切にする、という3つの決まりしかありません。あとは自分で考えましょう、ということです。この事例は極端としても、北本市の中学の校則ももっとシンプルで良いのではないのでしょうか。

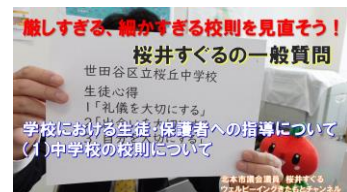
多様な性自認を認めない校則 校則では「性別」で服装や髪型を規定

北本市は令和2年11月から『パートナーシップ宣誓制度』を導入しています。市としても多様な性的指向、性自認(SOGI:ソジ)を認めていこうとしている中で、北本市の中学では「性別」によって服装や髪型が規定されています。市外ではスカートではなくスラックスを選べる学校も増えています。

また、髪質や眉の形にコンプレックスがあったとしても、矯正や手入れすることが許されないなど、必要以上に自由が規制されています。人権上も問題があります。

市教委からは北本市の児童生徒は規範意識が高いとの説明がありましたが、それは指導されたくない、評価(内申)を悪くしたくないという思い

YouTubeでも分かりやすく解説!
校則の見直しに関する一般質問をYouTubeでも解説しています。ぜひご覧ください!



チャンネル登録
お願いします!
→→→→→



発行者 北本市議会議員 桜井 卓
住所 〒364-0034 北本市高尾1-166-6
電話 090-9389-3572
メール sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com
Twitter @sakuraikitamoto

Twitter、YouTube、LINE、公式ホームページなどで市政に関する情報を発信しています。お好みのメディアでフォロー、登録などお願いします!